

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人奥津周の上告趣意のうち，判例違反をいう点は，所論引用の札幌高等裁判所の判決は，当裁判所の決定（平成19年（あ）第619号同21年10月21日第一小法廷決定・刑集63巻8号1070頁）によりその罪数判断が否定されているから，刑訴法405条3号にいう判例に当たらず，その余は，単なる法令違反の主張であって，刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって，同法414条，386条1項3号により，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官 那須弘平 裁判官 藤田宙靖 裁判官 堀籠幸男 裁判官 田原睦夫 裁判官 近藤崇晴）